

# 福岡県公報

平成21年11月16日  
第3040号

## 目 次

### 告 示 (第1730号—第1737号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) ..... 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ..... 2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) ..... 2
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) ..... 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ..... 3
 公 告	
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課) ..... 3
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課) ..... 3
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課) ..... 4

## 告 示

### 福岡県告示第1730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月16日

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	小額竹田線	前	鞍手郡小竹町大字御徳1137番5先から 鞍手郡小竹町大字御徳922番1先まで	11.5 ~ 42.0	510.0
			後	同上	11.5 ~ 35.5	510.0

### 福岡県告示第1731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年11月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	小額竹田線	鞍手郡小竹町大字御徳1137番5先から 鞍手郡小竹町大字御徳922番1先まで

### 福岡県告示第1732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
京築	県道	苅田線 採銅所	前	京都郡苅田町大字馬場311番2先から 京都郡苅田町大字馬場309番4先まで	5.0 ～ 12.5	90.0
			前	同上	7.0 ～ 21.5	117.9
			後	京都郡苅田町大字馬場311番2先から 京都郡苅田町大字南原1038番1先まで	5.0 ～ 17.2	192.0
			後	同上	7.0 ～ 29.5	200.0

## 福岡県告示第1733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年11月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	苅田線 採銅所	京都郡苅田町大字馬場311番2先から 京都郡苅田町大字南原1038番1先まで

## 福岡県告示第1734号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年10月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

都市・建築遺産保存支援機構

## (2) 代表者の氏名

宮本 雅明

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区白金1丁目1番3-406号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、わが国に固有の都市遺産・建築遺産の保存を希求する不特定多数の一般市民及び団体に対して、これら遺産の価値を読み解き、将来世代へ譲り伝えるため、都市史学、建築史学、都市計画学を基盤として、これら遺産の保存・活用を支援する調査研究、計画策定、設計監理、設計指導、技術研鑽、啓発普及などの事業を適切かつ確実に行い、わが国の学術・文化・芸術の向上を図り、もって広く人類社会に寄与することを目的とする。

## 福岡県告示第1735号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成21年10月29日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人ねこの会

## (2) 代表者の氏名

高木 静子

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉市杷木寒水112番地1

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人でも家族や友人とともに地域で暮らすことができるよう、障害福祉サービス事業や地域生活を支援する事業を行う。また、障がいのある人と地域住民との交流を図り、障がいのある人への社会の理解を深めるための啓発活動を行うことによって、だれもがいきいきと暮らせる福祉のまちづくりに貢献することを目的とする。

## 福岡県告示第1736号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除予定保安林の所在場所

宮若市下字城ノ尾3061の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1737号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

## (1) 名称 サニ一小郡店

(2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

## 公 告

## 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事 (1)第16273号	グランディアソラーレ 和白合同会社 代表社員 伊勢田 直	福岡市中央区赤坂1-16-13-501-B

## 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事 (2)第14773号	株式会社グランディア 代表取締役 伊勢田 直	福岡市中央区大名2-10-29

**公告**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成21年11月16日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事 (1)第15878号	株式会社ナレッジホールディングス 福岡 代表取締役 [REDACTED]	福岡市中央区渡辺通5-23-2-310

「ホームページ上の県公報」における削除要求のあった個人情報について、個人情報保護の観点から、一部削除して掲載を行っています。